

2025

5

KAWASAKI

川崎南法人会だより

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：（一社）川崎市観光協会 提供 等覚院「もう一つの世界」

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会
 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>
 TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

税に関する絵はがきコンクール・税の標語表彰式	・・・ 2
法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項	 4
身近な法律相談	 5
税務署からのお知らせ	 6
その症状「男性更年期」？	 8
活動報告	 9
法人会からのお知らせ	 10
新入会員のご紹介・主要行事予定	 11

令和6年度 税に関する絵はがきコンクール 及び 税の標語 表彰式

毎年開催しています川崎南法人会主催の税に関する絵はがきコンクールと川崎南間税会主催の税の標語表彰式を合同で3月31日（月）川崎市産業振興会館に於いて行われました。「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生への租税教育活動として、毎年実施しています。租税教室などを通じて、学童に“税の大切さ”や税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかということをお小生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めてもらうことが目的です。

また、「税の標語」は税の啓発・広報活動及び租税教育推進の一環として毎年実施しています。

川崎区、幸区の小学6年生のみなさんからたくさんの応募があり、川崎南法人会会長賞、川崎南間税会会長賞、川崎南税務署長賞、川崎市長賞など作品が選ばれました。



川崎市立渡田小学校6年
藤井 はんな さん



川崎市立古市場小学校6年
瀬賀 のの子 さん



川崎市立田島小学校6年
菅原 楓 さん



川崎市立新町小学校6年
大木 拓翔 さん



川崎市立新町小学校6年
齋藤 カナマリ さん

優秀賞



川崎市立新町小学校 6年
尾藤 文香 さん



川崎市立御幸小学校 6年
島田 陽太 さん



川崎市立田島小学校 6年
渡部 美寿 さん

優秀賞



川崎市立向小学校 6年
富高 玲奈 さん



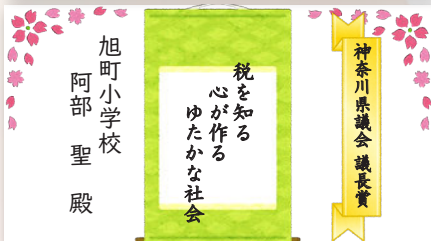
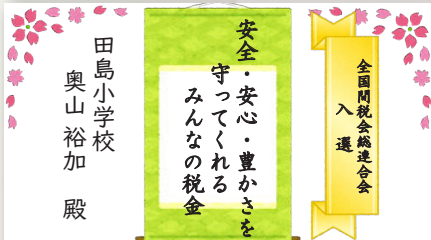
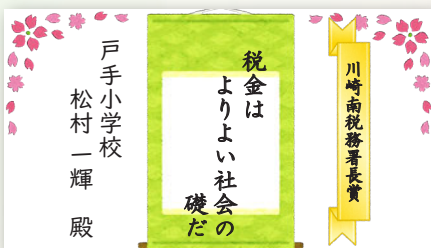
川崎市立戸手小学校 6年
齋藤 凪咲 さん

優秀賞

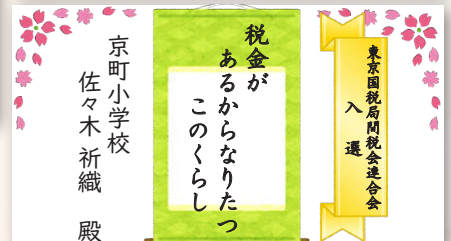
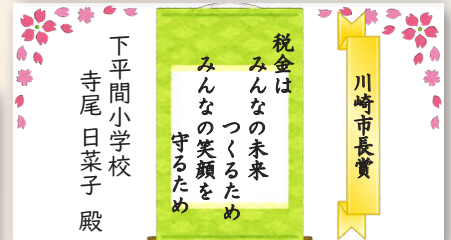
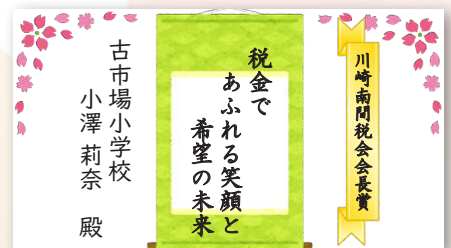


川崎市立東大島小学校 6年
相田 彩羽 さん

税の標語 優秀作品



今回、応募頂いた作品が2月28日～3月11日の間、川崎信用金庫本店1階ロビーに展示されました。



法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げるものがないよう配慮すること。	・中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。 ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。	・中小企業経営強化税制 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例 雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
・平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

【事業承継税制】

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。	・法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

【その他】

「年収の壁」への対応策

法人会提言	改正の概要
・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論の必要がある。	・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は ①年収200万円超475万円以下は30万円 ②475万円超665万円以下は10万円 ③665万円超850万円以下は5万円）。 ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

身近な法律相談

弁護士 渡部 英明



遺言により、遺言執行者に指定されている、遺言執行者として何をすればよいか、遺言執行者の代わりをやってくれないか、という相談を受けることがあります。公正証書遺言や自筆証書遺言で遺言執行者に指定される方はこれからも増えてくると思います。

平成30年に民法改正がされ、既にその施行もされていますので、今一度、遺言執行者の権利義務などについて確認していきましょう。

Q₁

遺言執行者はどのような権限があり、義務があるのですか。

A₁

遺言を残した方が亡くなると、遺言の効力が発生します（民法985条1項）。遺言の効力が発生すると遺言の内容を実現することになりますが、その遺言を執行する者が必要となり、予め遺言で遺言執行者が指定されていれば、遺言執行者に指定された者がその職務を承諾して、任務を開始することになります（民法1007条）。

遺言執行者の権限について、民法1012条1項は「遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する」と規定し、遺言執行者の立場を明確にしています。

そして、特定遺贈があった場合、「遺言執行者がある場合には遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる」（民法1012条2項）と規定され、遺言執行者のみが遺贈義務者となりました。このことにより、特定遺贈の履行に関する紛争は遺言執行者を相手にすることになりました。

また、遺言執行者の任務開始に関し、「遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。」（民法1007条2項）とされ、「遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。」（民法1011条1項）とされていることに注意が必要です。

Q₂

特定財産承継遺言（遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言）がされた場合、遺言執行者の権限として、どのようなものがありますか。

A₂

民法1014条2項によれば、遺言執行者は、当該共同相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができます。また、民法1014条3項によれば、特定財産が預貯金債権である場合、遺言執行者は対抗要件具備行為のほか、当該預貯金の払い戻しの請求及びその預貯金に係る契約の解約の申し入れができます（ただし、解約の申し入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限りです）。

Q₃

遺言執行者がある場合に、相続人がその執行を妨げる行為をした場合、どうなるのでしょうか。

A₃

民法1013条1項によれば、「遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができない」とされ、民法1013条2項により、相続人のなした妨害行為は、無効とされています。ただ、遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を図るため、善意の第三者との関係では、その第三者は保護されることになっています（民法1013条2項但書）。

Q₄

遺言執行者は第三者に任務を行わせることができますか。その場合、どのような責任があるのでしょうか。

A₄

民法1016条1項によれば、「遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。」と規定されています。

そして、遺言執行者が第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、その選任及び監督についての責任のみ負えばよいのですが（民法1016条2項）、その事由がないときは、遺言執行者は復任者の故意過失について責任を負うことになるものと考えられます。

日々の 業務を



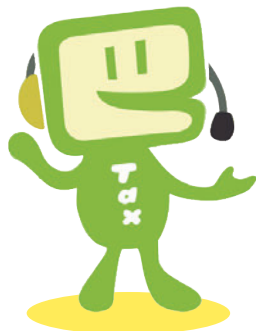
デジタル化 で効率 UP!

取引や会計などの業務のデジタル化が進めば・・・

✔ 単純ミスを防いで
正確性と効率 UP!

✔ 書類の保存
コスト DOWN!

✔ 経営の
高度化!



会計ソフトの導入等で IT 導入補助金の利用も!

詳しくはこちらから



国税庁では日々の取引や会計などの、業務のデジタル化促進に向けて取り組んでいます

国税庁

<https://www.nta.go.jp>

税務署からのお知らせ

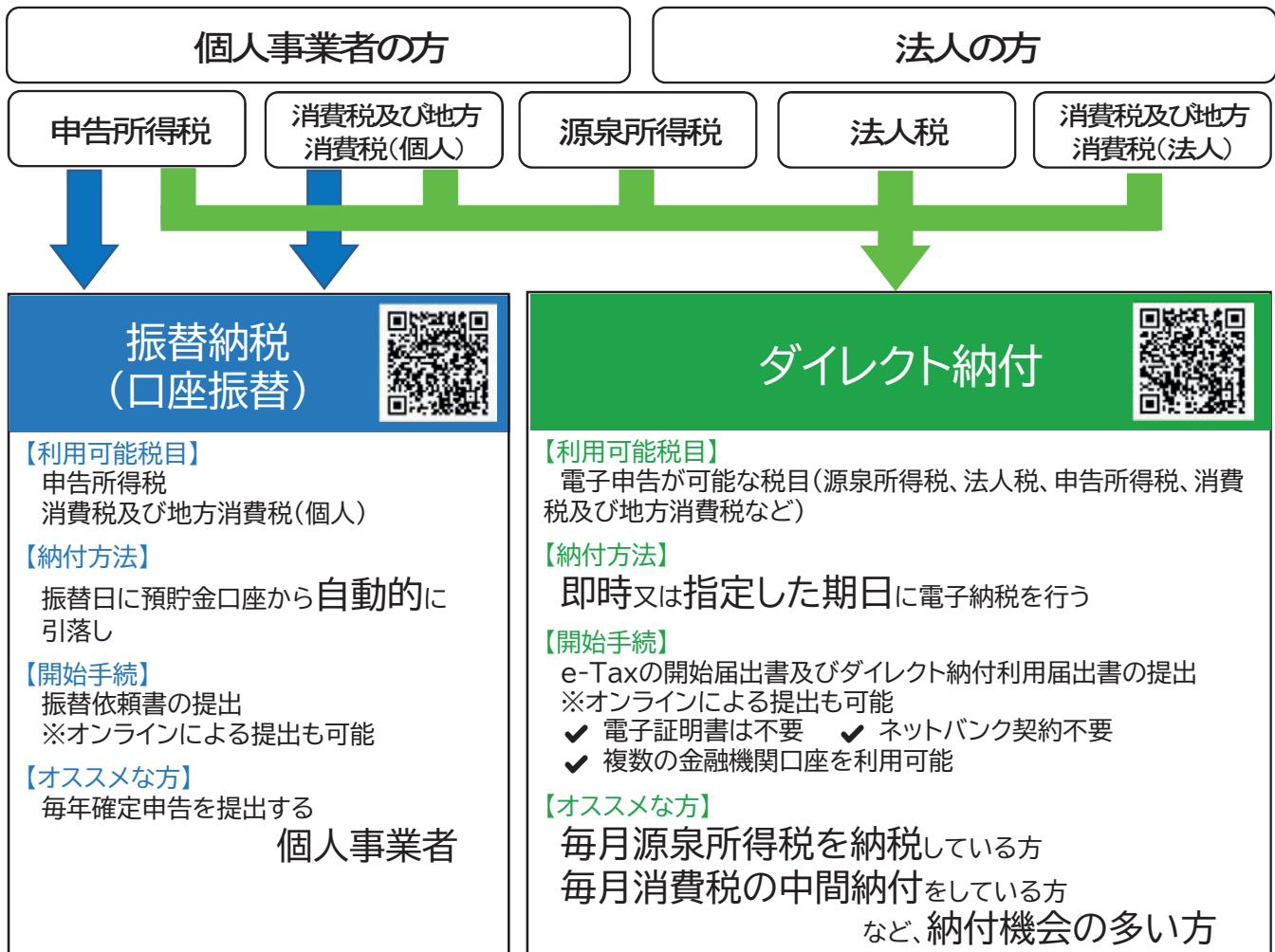
税務署窓口での

国税の納付は9時～16時までお願いしていますが、令和7年4月14日からは納税証明書交付請求手数料の納付を含め

9時～15時

までお願いいたします

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です



電子納税証明書(PDF)なら、税務署にお越しなくともお手持ちのスマホやタブレット端末からe-Tax(Web版)を使って請求&受け取ることができます。
納税証明書の便利な請求&受取方法については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)「納税・納税証明書手続」をご覧ください。



疲れやすい・イライラする その症状「男性更年期」？



男性更年期障害（加齢男性性腺機能低下症：LOH 症候群）は、男性ホルモン（主にテストステロン）の減少により、心身にさまざまな不調が現れる状態を指します。一般的に 40 代後半～50 代以降に発症しやすいですが、生活習慣やストレスによっては早期に症状が出る場合や長期間続く場合もあります。

第二川崎幸クリニック / 男性更年期外来（泌尿器科）
執印 太郎（しゅういん たろう）医師

更年期障害の主な症状

- ① 身体的な症状
 - ・疲労感、倦怠感
 - ・腰痛や関節痛
 - ・睡眠障害
 - ・発汗、ほてり
- ② 精神的な症状
 - ・イライラ、怒りっぽい
 - ・不安感、抑うつ症状
 - ・集中力、記憶力の低下
- ③ 性機能の低下
 - ・性欲の減退
 - ・勃起不全 (ED)



診断方法

男性更年期障害の診断は、AMS スコアという問診を用いて、疲労・抑うつ・性欲低下などの症状を確認し、さらに血液検査でテストステロン・黄体化ホルモン (LK)^{※1}・卵胞刺激ホルモン (FSH)^{※2}を測定します。これらのホルモンの低下が認められた場合、男性更年期と診断されます。

※1 黄体化ホルモン (LH) は、脳下垂体から分泌されるホルモンで、生殖機能に重要な役割を果たすホルモンです。
※2 卵胞刺激ホルモン (FSH) は、卵巣や精巣を刺激し、女性の卵胞成熟や男性の精子形成を促すホルモンです。

治療方法

治療法には、「対症療法」と「テストステロン補充療法」があります。
対症療法では、ストレス管理や睡眠・運動・食事の改善を行い、必要に応じて漢方薬が処方されます。

テストステロン補充療法は、筋肉注射でホルモンを補充する方法です。

2～3 週間ごとに注射を行い、3～5 か月を目安に継続します。ただし、PSA 値^{※3}が高い方や前立腺がんの疑いがある方、多血症・肝機能障害のある方には適応されません。また、睡眠時無呼吸症候群が悪化する可能性が報告されているため、注意が必要です。注射の他、内服薬や塗り薬もありますが、現時点では保険適用外となっているため、適応外の方には対症療法が推奨されます。男性更年期は放置せず、早めの対策が重要です。

※3 PSA値は、前立腺から分泌されるタンパク質の血中濃度で前立腺がんや肥大の指標となります。



診療のご案内



社会医療法人財団 石心会

第二川崎幸クリニック
受診予約 ☎ 044-511-2112



電話予約受付時間

月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00 日 8:30～17:00 祝日 8:30～17:00



2.21 源泉部会研修会
(退職所得の源泉徴収事務)



2.18 厚生委員会主催
救急救命講習会 (参加者 25 名)



3.27 厚生委員会主催
ボウリング大会 (参加者 61 名)

青年部会活動報告



2.25 青年部会連絡協議会セミナー
(タレント 勝俣州和 氏)



3.17 講師研修会
(株式会社 KIGAI 宮田崇生 氏)



女性部会活動報告



3.14 年度末研修会
川崎南税務署 鈴木達也 副署長



3.14 年度末研修会「ストレッチ体操」
(同)Body Design Pro 丹羽千種 氏



【作者紹介】神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。
現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

※左の絵と右の絵には相違点が7か所
あります。
見つけられますか？ (答えは11頁に
あります)

七つの間違い探し

令和7年度法人会年会費口座振替のお知らせ

令和7年度会費（令和7年4月1日～令和8年3月31日）につきまして、口座振替のご契約をされている皆様には、下記の要領でご指定の金融機関より口座振替をいたします。

なお、個別文書による事前通知（請求書）は省略し、本紙でのご案内とさせていただきますのでご了承ください。また、領収書につきましては通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきますが、別途に領収書をご希望の場合は、事務局までお申し出ください。

*引落日

令和7年

6月9日(月)

*日本システム収納（NSS）でご契約の方

令和7年

6月27日(金)

*会費額

	資本金	年額
正会員	300万円以下	¥6,000
	500万円以下	¥8,400
	1,000万円以下	¥12,000
	1,000万円を超えるもの	¥18,000
賛助会員		¥6,000

口座振替を契約されていない皆様へ

4月に振込用紙を送付しています。今年度の年会費の納入は振込でお願い致します。年会費の納入は口座振替が便利です。令和8年度より口座振替に変更される方は、**口座振替依頼書をご返送ください**。ご不明な点ございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

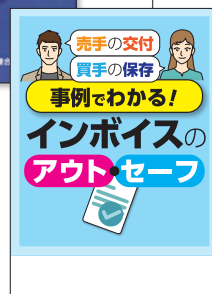
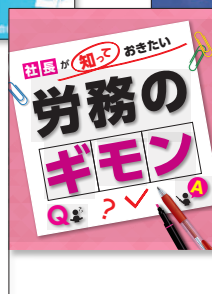
川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。（送料含無料）

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

新入会員のご紹介

(令和7年2月1日～令和7年3月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	(株)エヌエスピージャパン	山 口 雅 矢	宮本町2-24-6F	ソフトウェア開発	(有)テラーマックス
中央	ト ム 通 信 工 業 (株)	星 敏 則	東田町11-27 ドコモショップ川崎店	通信機器の開発、設計、 製造、販売、サービス	事 務 局
幸4	(有) 第 一 軌 道 開 発	穂 積 英 雄	鹿島田2-3-20-2F	鉄道線路の新設並びに 保守及び土木工事	A I G 損害保険(株)
東2	(株) A I 企 画	堀 内 昭	大師駅前2-1-1-813	不動産賃貸業	事 務 局
南2	(株) 昇 栄 空 調 工 業	宮 内 昇 一 郎	京町1-9-1-101	空調工事業	大同生命保険(株)
南1	(同) お さ る 工 房	川 瀬 尚 吾	渡田新町3-3-4-208	補修業	大同生命保険(株)
南4	(有) 朝 日 氷 店	小 松 茂 治	追分町8-5	製氷販売	(株) 小 俣 商 店
南1	(株) ワ ー ル ド 開 発	金 乃 珍 寧	元木1-10-10	不動産管理	(有) 龍 美 社
南2	(株) 我 如 古 設 備	我如古 信 二	浅田4-1-9	建設業	A I G 損害保険(株)

川崎南法人会 主要事業予定

令和7年 5月

9日(金)

●第1回 広報委員会

会場：法人会会議室
時間：16:00～17:00

13日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

16日(金)

●源泉部会 研修会

テーマ：「給与所得の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

19日(月)

●青年部会 報告会

会場：煌蘭
時間：17:00～18:00

20日(火)

●日帰りバス研修旅行

場所：ホテル雅叙園と赤坂離宮

21日(水)

●社員研修講座

テーマ：「ビジネススキル基礎講座」
講師：(株)SUGIコーポレーション
杉本 直鴻 氏
会場：カルッツかわさき
時間：13:00～16:00

22日(木)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:15

23日(金)

●女性部会 役員会

会場：川崎市教育文化会館
時間：14:00～15:00

30日(金)

●女性部会 報告会

会場：鋼友荘
時間：16:00～17:00

令和7年 6月

4日(水)

●源泉部会 役員会

会場：川崎市産業振興会館
時間：15:00～16:00

●源泉部会 報告会

会場：川崎市産業振興会館
時間：16:00～17:00

11日(水)

●第13回 通常総会及び記念講演会

会場：川崎日航ホテル
時間：記念講演会 13:30～15:00
通常総会 15:15～17:15

13日(金)～10日間

●実務経理セミナー

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
担当 税理士
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

16日(月)

●源泉部会 研修会

講師：社会保険労務士 志田 淳 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：14:00～16:00

17日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

18日(水)

●社員研修講座

テーマ：「決算書読み解きトレーニング」
講師：(株)オールワンエージェント
小澤 雅典 氏
会場：川崎市産業振興会館
時間：15:00～16:30

●税務無料相談●

相 談 日

5月の相談日／13日(火)
6月の相談日／10日(火) } 午後1時～3時

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

●法律無料相談●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所 ☎044-276-8731
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。

想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DJIDO 大同生命保険株式会社

大同生命保険株式会社 新横浜支社 川崎南営業所
〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-2 川崎野村證券ビル5F
TEL:044-211-2191

AIG AIG損害保険株式会社

AIG損害保険株式会社 横浜支店
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-19 富士火災横浜ビル
TEL:045-277-3110